

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号〕

(職員の定義)

第1条 この条例で「職員」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 47人
- (2) 議会の事務部局の職員 5人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 5人
- (5) 公平委員会の事務部局の職員 5人

2 前項第2号から第5号までに規定する職員は、同項第1号の職員をもって充てる。

(定数の配分)

第3条 前条第1項に規定する職員定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

(定数外の職員)

第4条 次に掲げる職員の数は、定数の外に置くものとする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている職員
- (2) 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号）第15条の規定による介護休暇を取得している職員
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員のうち、派遣元の地方公共団体から地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職処分を受けている職員

2 前項に掲げる職員がその職務に復帰することにより定数を超えるときは、当該職員の数は、職務に復帰した日から起算して1年を超えない期間に限り、定数の外に置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第4号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。